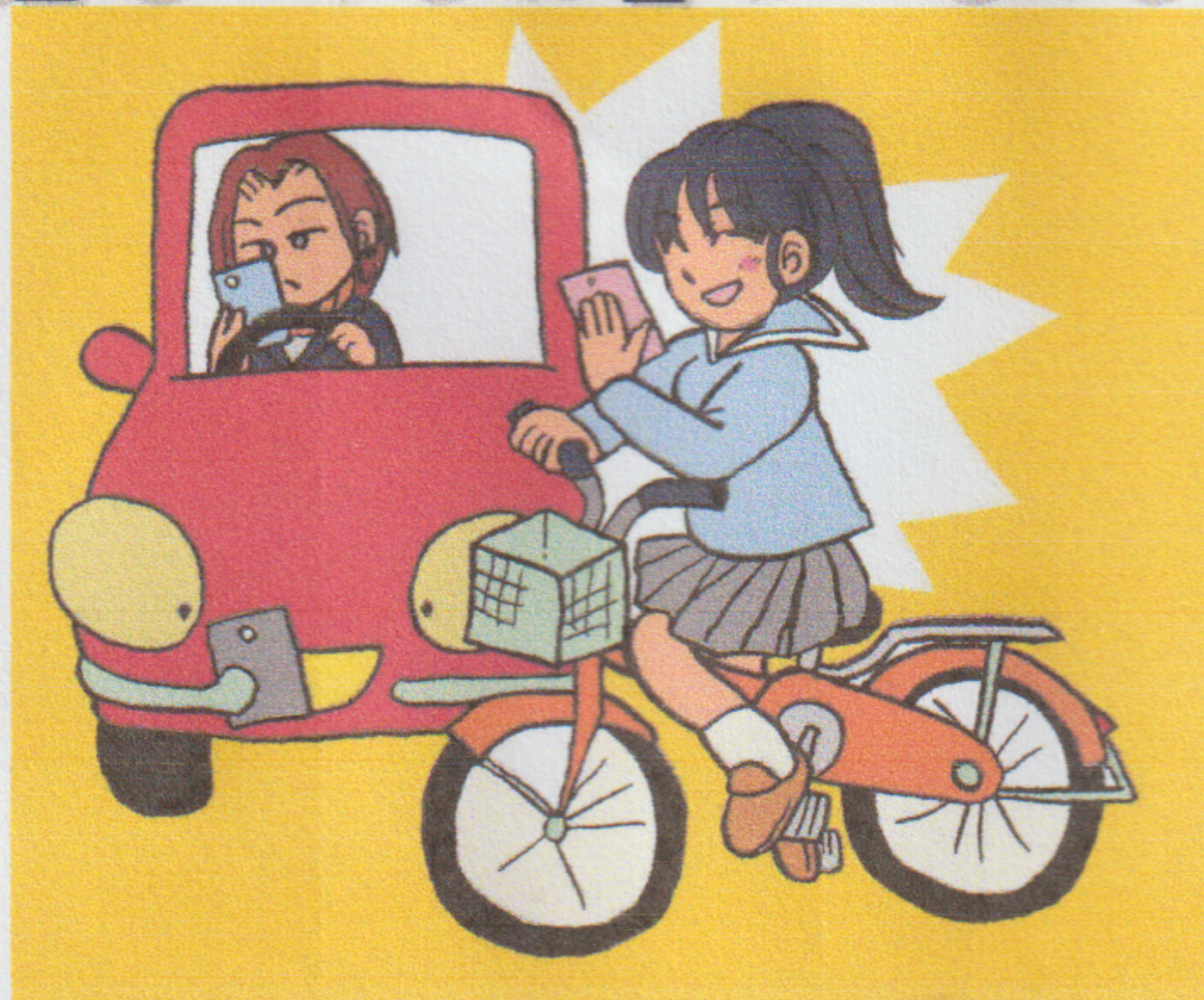




港南警察署 交番だより 令和7年5月号

自転車も のれば車の なかまわり



◎自転車の利用者の方へ

「自転車安全利用五則」を実践しましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。

◎家庭では

家族が自転車で出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。

自転車も乗れば車両であり、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて、家庭で話し合しましょう。

神奈川県条例で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険等に確実に加入しましょう。



ダメされるのは、高齢者？

特殊詐欺にだまされるのは、高齢者だけではありません。

投資目的など、比較的若い世代の方もだまされています。特に知らない番号からの電話には注意が必要です。

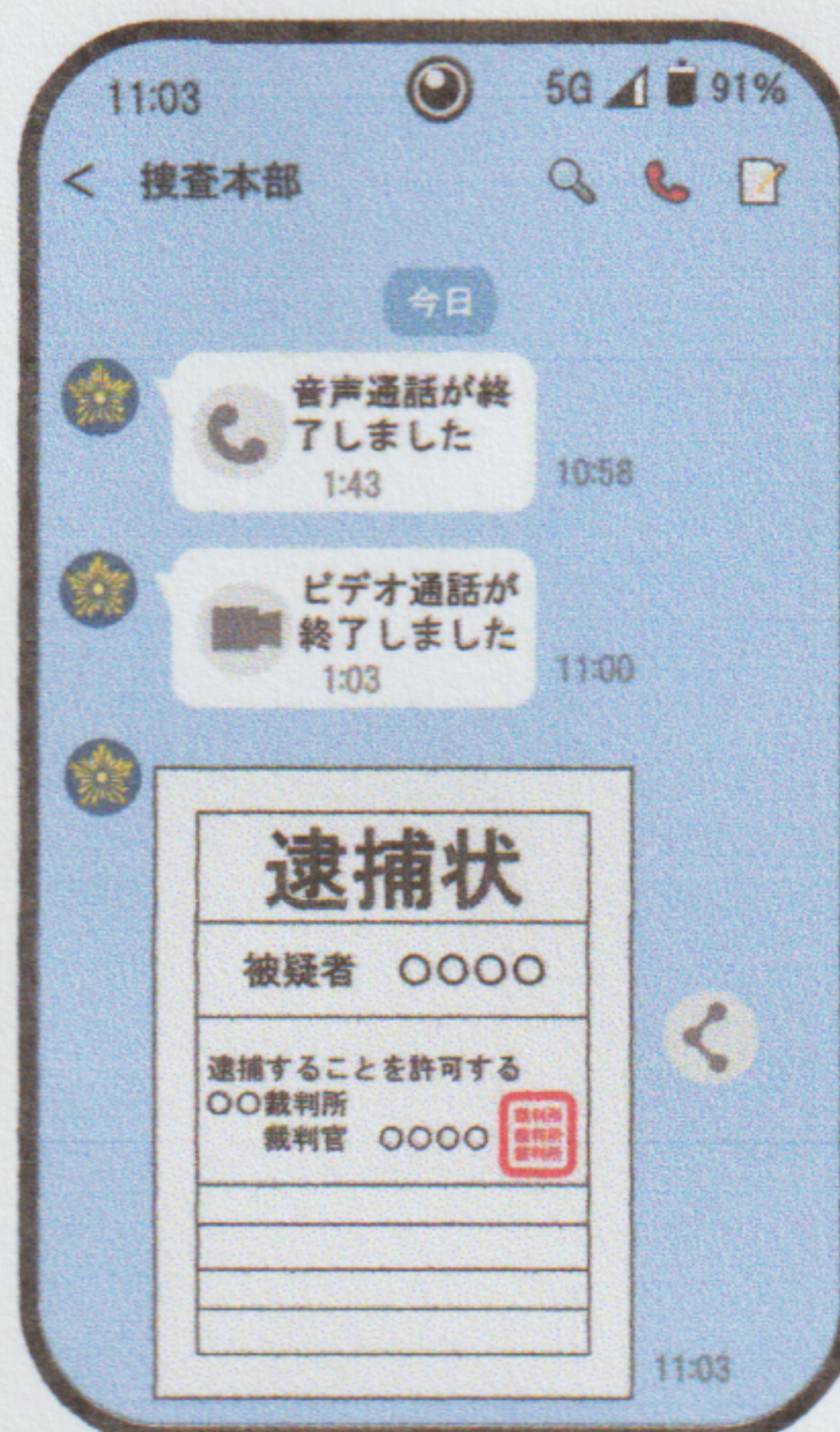
電話でお金
の話になったら、詐欺を疑いましょう。



警察官や検察官を騙って、SNSやビデオ通話で警察手帳や逮捕状を示し、資産状況の確認や指定した口座への振り込みを要求してきます。

SNSやビデオ通話で警察手帳や逮捕状を示すことはありません。

このような電話があった場合は、相手に「所属、氏名、連絡先」を確認し、最寄りの警察署に連絡してください。



体力に見合った登山を

昨年の県内での山岳遭難発生件数及び遭難者は、昭和48年以降最多となる183件209人でした。

態様別では、疲労57人、道迷い41人、転倒が40人となっています。年代別は50代以上の中高年層が約6割を占めています。

出発前に健康状態を確認し、家族や同僚等と共有した無理のない登山計画を立て、登山計画書を提出して登山しましょう。



港南警察署：

☎ 045 - 842 - 0110